

議案第38号

湯河原町景観条例の一部改正について

湯河原町景観条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年9月1日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

（提案理由）

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、景観法が改正されることに伴い、引用条項を整理するため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町景観条例の一部を改正する条例

湯河原町景観条例（平成19年湯河原町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第16条第7項第11号」を「第16条第8項第12号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日から施行する。

湯河原町景観条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
(届出等) 第 7 条 法第16条第 7 項第11号の 条例で定める行為は、別表第 1 に 掲げる行為のいずれにも該当し ないものとする。 2 (略)	(届出等) 第 7 条 法第16条第 8 項第12号の 条例で定める行為は、別表第 1 に 掲げる行為のいずれにも該当し ないものとする。 2 (略) 附 則 この条例は、都市再生特別措置法 等の一部を改正する法律（令和 8 年 法律第23号）の施行の日から施行す る。	